職員の給与に関する勧告

職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)及び学校職員の給与に関する条例(昭和31年東京都条例第68号)に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 扶養手当

配偶者以外の扶養親族のうち2人までの者(配偶者のない場合の子1人に係る手当を受けている場合は1人)に係る手当の月額を1人につき5,500円に、2人を超える者に係る手当の月額を1人につき3,000円とすること。

2 住居手当

世帯主(これに準ずる者を含む。以下同じ。)で扶養親族のある者に係る手当の月額を9,000円に、扶養親族のない者に係る手当の月額を8,500円とし、単身赴任手当を支給される世帯主で扶養親族のある者に係る手当の月額を4,500円に、扶養親族のない者に係る手当の月額を4,200円とすること。

3 期末手当

年間支給月数を0.2月分引き下げ、3.85月分とすること。

4 実施時期

この改定は、平成12年4月1日から実施すること。